平成２７年（フ）第１９０８号
大阪市東淀川区豊新２丁目11番７―207号
債務者　石井　竜道
1　決定年月日時　平成27年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１９１７号
大阪府高槻市須賀町57番16号
債務者　柴田　幸夫
1　決定年月日時　平成27年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１９５２号
大阪市住之江区粉浜西３丁目１番８―703号
債務者　西崎　　誠
1　決定年月日時　平成27年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２００６号
大阪市港区市岡３丁目13番９号
債務者　児玉由紀子
1　決定年月日時　平成27年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２００９号
大阪府池田市井口堂３丁目７番６号　アムール石橋101
債務者　松下美佐子（旧姓張田）
1　決定年月日時　平成27年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２０１５号
大阪市平野区喜連東５丁目16番３号　201号、前住所大阪市平野区喜連東３丁目８番１―205号
債務者　坂口　菜美
1　決定年月日時　平成27年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１１号
沖縄県宮古島市上野字宮国974番地３　605号
債務者　元持　清巳
1　決定年月日時　平成27年５月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成２７年（フ）第１３号
沖縄県宮古島市平良字東仲宗根617番地２　のひなマンションＢ―２
債務者　垣花真紀子
1　決定年月日時　平成27年５月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成２７年（フ）第１１号
北海道標津郡中標津町旭ヶ丘４番地27
債務者　湯本　晴美
1　決定年月日時　平成27年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
釧路地方裁判所根室支部

平成２７年（フ）第５７号
山形市南館４丁目６番４号
債務者　仲野　博昭
1　決定年月日時　平成27年５月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３２号
岐阜県揖斐郡大野町大字中之元34番地29
債務者　高藤　勝則
1　決定年月日時　平成27年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２７年（フ）第３７号
三重県鳥羽市鳥羽５丁目10番７－３Ａ号
債務者　佐野　武範（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成27年５月25日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２７年（フ）第３８号
三重県伊勢市馬瀬町580番地14　ハイツフジ103号
債務者　関　　朝行
1　決定年月日時　平成27年５月25日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２７年（フ）第９号
島根県出雲市平田町2487番地４　リバーサイドビル206
債務者　伊藤　孝志
1　決定年月日時　平成27年５月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２７年（フ）第３９号
島根県出雲市白枝町682番地４
債務者　竹田みどり
1　決定年月日時　平成27年５月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２７年（フ）第１１０号
愛知県豊田市宮上町４丁目43番地３ハイツＫＴＹ101号、前住所愛知県豊田市京町４丁目２番地３グリーンヒル京町102号
債務者　松田　政信
1　決定年月日時　平成27年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月15日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第１３５号
埼玉県川口市西川口３丁目21番11号　鈴木荘２Ｆ16号
債務者　柴田　栄子
1　決定年月日時　平成27年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第３０７号
埼玉県川口市芝４丁目29番22号　メゾンドルチェ201号
債務者　高橋　武人
1　決定年月日時　平成27年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係